

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会の概要

審議会等の名称	奈良市立小・中学校通学区域検討委員会
設置目的、担当事項	市立小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更についての調査審議及び答申に関する事務を担当する
設置根拠法令等	奈良市附属機関設置条例(昭和28年奈良市条例第24号)第2条 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則
設置年月日	昭和63年4月1日
委員数	20人以内
任期	【2年】 奈良市PTA連合会の役員、市立小学校及び中学校の校長、 市立小学校及び中学校の教育職員、学識経験者 【教育委員会が定める期間】 その他教育委員会が必要と認める者
委員構成	奈良市PTA連合会の役員、市立小学校及び中学校の校長、 市立小学校及び中学校の教育職員、学識経験者、 その他教育委員会が必要と認める者
公開・非公開の別	原則公開 (ただし、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)第29条各号のいずれかに該当する会議については非公開)
担当課	教育総務課